

毎週火、金曜日発行（但休日となる場合は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物

鳥取県公報

目次

- ◇告示 家畜人工授精に関する講習会等の実施
ひな白痢検査の実施
豚コレラ予防注射の実施
昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号
（児童福祉収容施設措置費の保護単価について）の一部改正
鳥獣保護事業計画の公表場所
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の衆議院議員総選挙に関する収支報告書の要旨
解散の届出があつた政党、協会その他の団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨
政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨

告 示

鳥取県告示第五十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第六條第二項第二号に規定する家畜人工授精に関する講習会及び修業試験を次のとおり実施するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二條の規定により告示する。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 豚についてのみ家畜人工授精師として業務を行なうとする者に係る講習会及び修業試験

一 講習会

二 牛についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験
(一) 講習会

期日	時	間	科	目	開催地
三月 二日	八時三十分から十四時三十分まで		生殖器官解剖	牛生殖器解剖実習	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
三日	八時三十分から十二時まで 十三時五十分から十七時五十分まで		関係法規 器具機械 消毒	関係法規実習	
四日	八時三十分から十七時まで		繁殖生理	繁殖生理	
五日	八時三十分から十時三十分まで 十四時三十分から十七時三十分まで		家畜改良と登録 胎生遺伝概論 繁殖鑑定実習	家畜改良と登録	
六日	八時三十分から十一時三十分まで 十二時三十分から十七時三十分まで		精子生理 精液精子検査法実習	精子生理	
七日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで		人工授精 種付けの理論	人工授精実習	
八日	〃〃		人工授精	人工授精実習	
九日	〃〃		〃〃	〃〃	
十日	〃〃		〃〃	〃〃	

〇 修業試験

米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場において三月四日午前八時三十分から午後五時まで行なう。

期日	時	間	科	目	開催地
二月二十四日	八時三十分から十四時二十五分まで 十四時三十分から十七時まで		生殖器官解剖	牛生殖器解剖実習	米子市両三柳 鳥取県中小家畜試験場
二十五日	八時三十分から十二時まで 十三時五十分から十七時五十分まで		関係法規 器具機械 消毒	関係法規実習	
二十六日	八時三十分から十七時まで		繁殖生理	繁殖生理	
二十七日	八時三十分から十時三十分まで 十四時三十分から十七時三十分まで		家畜改良と登録 胎生遺伝概論 繁殖鑑定実習	家畜改良と登録	
二十八日	八時三十分から十一時三十分まで 十二時三十分から十七時三十分まで		精子生理 精液精子検査法実習	精子生理	
二十九日	八時三十分から十二時まで 十三時から十七時まで		人工授精 種付けの理論	人工授精実習	
三月 一日	〃〃		人工授精	人工授精実習	
二日	〃〃		〃〃	〃〃	
三日	〃〃		〃〃	〃〃	

(二) 修業試験

東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場において、三月十一日午前八時三十分から十七時まで行なう。

三 手続及び受付期間

(一) 手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程第6条に規定する書類(履歴書、受講願書及び戸籍謄本又は戸籍抄本)を住所地を管轄する家畜保健衛生所に提出すること。

(二) 受付期間

豚についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験を受けようとするものにあつては、昭和三十九年二月十一日から昭和三十九年二月二十日まで

牛についてのみ家畜人工授精師として業務を行なおうとする者に係る講習会及び修業試験を受けようとするものにあつては、昭和三十九年二月十一日から昭和三十九年二月二十七日まで

鳥取県告示第五十三号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏 種鶏及び同一構内び飼育している鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法 ひな白痢急速凝集診断法

別表 ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
二月十四日	気高郡気高町	各種鶏場巡廻
〃 十五日	〃	〃
〃 十六日	〃 鹿野町	〃
〃 十七日	〃	〃

鳥取県告示第五十四号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

四 実施の期日 昭和三十九年二月十四日から三月十三日までの期間

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第五十五号

昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十号(児童福祉収容施設措置費の保護単価について)の一部を次のように改正し、昭和三十八年十月一日から適用する。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表(一)を次のように改める。

別表(一) 事務費の児童一人当たりの保護単価表(月額)

施設区分	施設名	地域区分	所在地	児童一人当たりの保護単価		児童一人当たりの保護単価	児童一人当たりの保護単価	児童一人当たりの保護単価	備考
				算出	の				
幼稚園	徳徳学校	乙	1級地	円 9,234	円 71	円 6,030	円 47	円 6,107	人 88
精神薄弱児施設	徳成学園	乙	"	円 7,613	円 58	円 6,315	円 50	円 6,365	84
児童施設	積善学園	乙	"	円 8,573	円 67	円 8,894	円 55	円 8,628	50
児童施設	積善学園	乙	"	円 6,354	円 49	円 4,953	円 37	円 4,890	90
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 4,903	円 37	円 4,716	円 39	円 4,753	80
児童施設	青谷こども学園	乙	"	円 5,347	円 42	円 5,356	円 45	円 5,389	30
児童施設	因伯園	乙	"	円 5,303	円 41	円 5,553	円 45	円 5,344	30
児童施設	因伯園	乙	"	円 6,624	円 52	円 6,416	円 52	円 6,468	30
児童施設	米子乳児院	乙	"	円 5,512	円 41	円 4,716	円 39	円 4,755	80
精神薄弱児施設	米子草学園	丙	"	円 18,020	円 145	円 16,922	円 120	円 17,042	15
児童施設	若那保母学園	丙	"	円 6,577	円 47	円 5,251	円 39	円 5,270	30
児童施設	那保母学園	丙	"	円 6,721	円 51	円 6,789	円 48	円 6,789	20
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 1,645	円 9	円 6,789	円 12	円 1,654	19
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 3,895	円 27	円 6,848	円 24	円 3,919	20
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 4,499	円 32	円 6,789	円 22	円 4,521	11
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 3,745	円 26	円 6,848	円 16	円 3,761	15
児童施設	鳥取こども学園	乙	"	円 3,818	円 27	円 6,848	円 13	円 3,831	18

(小規模施設加算分を含む。)

(小規模施設加算分を含む。)

3才未満の者の加算分(月額)

施設区分	施設名	地域区分	一人当りの加算分	備考
養護施設	鳥取こども学園	乙	2,325円	
	鳥取こども学園	乙	2,303	
	鳥取こども学園	乙	2,303	
	鳥取こども学園	乙	2,325	

一時扶助額(月額)	350円	一時扶助額(月額)	400円
-----------	------	-----------	------

鳥取県告示第五十六号
鳥獣保護及狩猟ニ關スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ二第一項の規定に基づき、鳥獣保護事業計画を定めたので同法第一条ノ二第四項の規定により次の場所において公表する。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所
鳥取県農林部林務課、各地方農林振興局林業課及び各市町村役場

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十三条及びこれを準用する第十八条の規定による政党、協会その他の団体の昭和三十八年十一月二十二日執行の衆議院議員総選挙に關する収支報告書の要旨を、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和三十九年二月十一日
鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

00521

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第13条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 2 期間 昭和38年10月1日から昭和38年12月20日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	1年1,000円以上の寄附		1年500円以上の寄附		支出の総額		1年1,000円以上の支出		1年500円以上の支出		報告書受理年月日
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
国鉄労組政治連盟米子支部	2	39,000,000	22	25,000	3	25,000	3	25,000	—	—	38.11.25
新政治経済研究所	—	—	—	—	—	2,000,000	2	2,000,000	—	—	39.1.10
自由民主党鳥取県支部連合会	2	6,800,000	—	—	5	6,800,000	5	6,800,000	—	—	39.1.14
日本自治同盟委員会	—	—	—	—	—	653,528.71	—	617,639	—	—	38.12.7
日本共産党鳥取県支部連合会	—	—	—	—	—	200,000	1	200,000	—	—	38.12.8
農業政策研究会	—	—	—	—	—	78,000	4	78,000	—	—	38.12.21
	—	—	—	—	—	700,000	3	700,000	—	—	38.12.5
	—	—	—	—	—	700,000	—	—	—	—	—

4 主たる寄附者及び支出

(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名 寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名 職 業 住所又は主たる事業所の所在地

1 新政治経済研究所 3,000,000円 1件 西政会 東京都港区

00522

500,000	1	蒸餾酒懇話会	中央区
3,000,000	1	出光興産株式会社	千代田区
500,000	1	王子製紙	中央区
3,000,000	1	いすゞ自動車	品川区
1,000,000	1	川崎製鉄	兵庫県神戸市
500,000	1	三共	東京都中央区
1,000,000	1	中部電力	愛知県名古屋
2,000,000	1	日本化学繊維協会	東京都中央区
2,000,000	1	東京旅客自動車協会	東京都新宿区
1,000,000	1	株式会社淀川製鋼所	大阪府大阪市
2,000,000	1	日本鋼管株式会社	東京都千代田区
500,000	1	雪印乳業	北海道札幌市
1,000,000	1	三菱商事	東京都千代田区
5,000,000	1	東証正会員組合	中央区
4,000,000	1	三友調査会	中央区
1,000,000	1	日野自動車工業株式会社	千代田区
1,000,000	1	大日本製糖	千代田区
1,000,000	1	大阪セメント	大阪府大阪市

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的	
1 国鉄労組政治連盟米子支部	10,000	1	寄附金として足鹿 覚に交付	東京都千代田区 香川県高松市
	10,000	1	武部 文に交付	大阪府大阪市
	5,000	1	石尾 実に交付	〃
2 新政治経済研究所	1,000,000円	1件	後援費として古井喜実に交付	愛知県豊田市
	1,000,000	1	赤沢正道に交付	東京都千代田区
3 自由民主党	2,000,000	1	公認料として徳安実藏に交付	
	2,000,000	1	古井喜実に交付	
	2,000,000	1	赤沢正道に交付	
4 自由民主党鳥取県支部連合会	800,000	2	交付金として自由民主党鳥取県支部連合会へ交付	
	18,390	4	旅費	

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的	
5 日本自治同志会	58,320	8	通信運搬費	
	9,580	4	印刷費	
	20,000	2	借家料	
	272,093	28	会議費	
	186,095	12	選挙対策費	
	53,161	13	教育宣伝費	
6 日本共産党鳥取県委員会	200,000	1	陣中見舞として古井喜実に交付	
	78,000	4	寄附として石尾 実に財産上の利益供与	
7 農業政策研究会	500,000	1	寄附金として足鹿 覚に交付	
	100,000	1	赤沢正道に交付	
	100,000	1	古井喜実に交付	

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条及びこれを準用する同法第十八条の規定により、解散の届出があつた政党、協会その他の団体の解散の際における収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

00525

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第17条及びこれを準用する第18条の規定による報告書
- 2 期間 昭和38年 7月 1日から 昭和38年10月19日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額		1件1,000円以上の寄附		1件500円以上の寄附		支出の総額	1件1,000円以上の支出		1件500円以上の支出		報告書受理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
日本社会党鳥取県支部連合会												38.10.28
日本社会党鳥取支部												38.10.28

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条及びこれを準用する同法第十八条の規定による政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規定により、次のとおり公表する。

昭和三十九年二月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

政党、協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

- 1 種類 政治資金規正法第12条及びこれを準用する第18条の規定による報告書

00526

- 2 期間 昭和38年1月 1日から 昭和38年6月30日まで
- ただし、下記団体の期間は、次のとおりである。
- 生田泰治後援会 昭和38年2月26日から昭和38年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入の総額		1件千円以上の寄附		1件五百円以上の寄附		支出の総額	1件千円以上の支出		1件五百円以上の支出		報告書受理年月日
	円	件数	円	件数	円	件数		円	件数	円	件数	
青生田泰治後援会	26,700			28	26,700		17,016	2	10,370		38.10.4	
国鉄動力車労働組合米子地方本部	150,659						155,200	10	155,000		38.7.26	
清交倶楽部											38.7.19	
全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	83,200						206,120	2	206,120		38.8.2	
米子支部	282,906						250,200	2	250,200		38.8.8	
鳥取県徳安後援会	171,000						513,263	8	513,263		38.8.5	
鳥取県徳安自由民主党	19										38.8.27	
鳥取県民主政治研究会											38.7.20	
鳥取県医師連合会											38.8.20	
鳥取県自由民主連盟鳥取支部連合会	2,816,604	2	260,000	3	2,255,000		2,798,244	148	2,773,374		38.8.20	

住所又は主たる
事業所の所在地

西伯郡西伯町

4 主たる寄附者及び支出
(一) 寄附者

政党、協会その他の団体名

寄附の総額 件数 寄附者の氏名又は団体名

職 業

1 生田泰治後援会	1,000円	1件	岡本 精胤	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	藤田 敬恭	農	業	西伯郡西伯町
	600	1	笹谷 祐之	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	井上 一秋	農	業	西伯郡西伯町
	800	1	保田 忠良	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	幅田 陽吉	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	持田長三郎	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	遠藤 淳富	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	藤原 政義	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	吉原 正	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	亀尾 忠治	農	業	西伯郡西伯町
	1,000	1	生田 英雄	農	業	西伯郡西伯町

2 自由民主党鳥取県支部連合会

260,000 85,000

2 1

自由民主党
木島 公之

県会議員

東京都千代田区
鳥取市

500	1	山脇 正明	農	業	鳥取市
1,000	1	井上 良秋	農	業	鳥取市
800	1	亀尾 友典	農	業	鳥取市
1,000	1	板井 成郎	農	業	鳥取市
1,000	1	村田 三男	農	業	鳥取市
1,000	1	細田 英	農	業	鳥取市
1,000	1	遠藤 淳	農	業	鳥取市
1,000	1	矢田員政由	農	業	鳥取市
1,000	1	中 成章	農	業	鳥取市
1,000	1	遠藤 潔雄	農	業	鳥取市
1,000	1	遠藤 雅雄	農	業	鳥取市
1,000	1	竹本 英一	農	業	鳥取市
1,000	1	由中 英一	農	業	鳥取市
1,000	1	吉村 信輝	農	業	鳥取市
1,000	1	秦 柳寿郎	農	業	鳥取市
1,000	1	畑田 義治	農	業	鳥取市

国会議員 東京都千代田区 米子市

□ 支出

政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1 生田泰治後援会	10,370円	2件	食糧費
2 国鉄動力車労働組合米子地方本部	155,000	10	支部交付金
3 全国たばこ耕作者政治連盟鳥取支部	185,600	1	拠出金
4 /	20,525	1	旅費
米子支部	249,100	1	拠出金
5 鳥取県議会自由民主党	1,100	1	会議費
	86,263	4	会議費
	17,000	2	広告料
	470,000	2	雑費
6 自由民主党鳥取県支部連合会	180,600	15	人件費
	46,550	11	旅費
	171,140	11	通信運搬費
	6,000	3	消耗品費
	8,300	3	印刷費

4,200	3	備品費
24,000	20	広告料
60,009	6	借家料
230,663	25	会議費
1,459,425	33	選挙対策費
53,500	6	教育宣伝費
528,996	12	雑費